

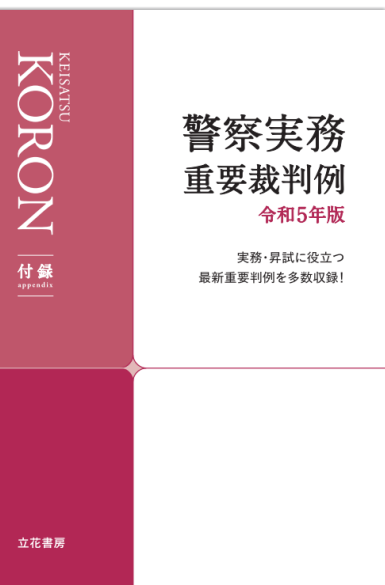
12月号の付録は2本立て!!



試験によく出る!

条文&判例 まる覚えカード

昇任試験頻出の条文&判例の重要部分が暗記カードになって登場!
昇任試験で問われやすい箇所を暗記カードで簡単チェック!



警察実務に役立つ

最新・重要判例を掲載!

「警察実務重要裁判例 令和5年版」

- 第1編 一般刑事法
- 第2編 組織犯罪対策・生活安全
- 第3編 交通
- 第4編 公安・外事
- 第5編 憲法・行政法

<お試し読み> 試験によく出る！ 条文&判例 まる覚えカード2024

表面

問題にチャレンジ 001

天皇は、(①)の(②)に基づき、内閣総理大臣を(③)する(憲法6条1項)。(①)～(③)に入る語句を答えよ。

条文&判例まる覚えカード

問題にチャレンジ 002

天皇は、(①)の(②)に基づき、最高裁判所長官を(③)する(憲法6条2項)。(①)～(③)に入る語句を答えよ。

条文&判例まる覚えカード

問題にチャレンジ 003

警察官が捜査目的で、令状なくして被疑者の容貌等を撮影することは憲法に反しないか？

条文&判例まる覚えカード

問題にチャレンジ 004

警察が捜査目的で、街頭に防犯カメラを設置することは許されるか？

条文&判例まる覚えカード

裏面

答えをまる覚え 憲法

①国会
②指名
③任命

答えをまる覚え 憲法

①内閣
②指名
③任命

答えをまる覚え 憲法

正当な理由がないのに個人の容貌等を撮影することは憲法13条の趣旨に反し許されないが、公共の福祉のために必要がある場合には許される(最大判44.12.24)。

答えをまる覚え 憲法

①犯罪の発生が予測される高度の蓋然性がある場合で
②撮影・録音の必要性・緊急性が認められ
③社会通念に照らして相当と認められる方法で行われるときは許される(東京高判63.4.11)。

スマートフォンで覚えるWEB版も実装！

URLは本付録に記載されています

暗記カード
条文 & 判例
まる覚えカード

暗記カード

問題にチャレンジ

最初から

覚えていないカード

前回の続きから

暗記カードの学習履歴

リセット

← TOP 29/100問

問題にチャレンジ 029

行為者が認識していた事実と実際に発生した事実不一致(事実の錯誤)がある場合、故意は阻却されるか？

前の問いへ 次の問いへ

答えをまる覚え

← TOP 29/100問

答えをまる覚え 刑法

同一構成要件内の錯誤では故意は阻却されない。錯誤が異なる構成要件間にまたがる場合でも、構成要件に実質的な重なり合いが認められれば、その限度で軽い罪の故意が認められ、軽い罪が成立する。(最決昭61.6.9)

前の問いへ 次の問いへ

問題にチャレンジ